

九州電力株式会社川内原子力発電所1号及び2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する科学的・技術的意見の募集について

平成28年12月1日
原子力規制委員会

原子力規制委員会は、平成28年3月25日に九州電力株式会社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、原子炉等規制法という）第43条の3の8第1項の規定に基づく川内原子力発電所1号及び2号炉の原子炉設置変更許可申請書を受理し、「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」において審査を行い、審査の結果をとりまとめました。

下記の要領にて別添の「九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書（原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係るもの）、第3号及び第4号関連）（案）」について、科学的・技術的御意見を広く募集いたします。

同審査書（案）に対する科学的・技術的意見がありましたら、以下の要領にて提出してください。

記

1. 御意見募集案件

- 九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書（原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（技術的能力に係るもの）、第3号及び第4号関連）（案）

また、御意見の提出にあたっては、上記の資料のほか、以下を参照ください。

- [川内原子力発電所 1号及び2号炉 審査状況](#)

2. 募集する御意見の内容

上記1. に対する、科学的・技術的なご意見

3. 御意見提出方法

御意見は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

なお、提出していただく御意見は、必ず御意見の提出箇所がわかるように、審査書案の ページ番号を明記（例：13ページ） して提出してください。

- 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合
「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

※使用可能な文字一覧に記載のない文字は入力が行えません。

使用可能な文字一覧

- (2) 郵送・FAXで意見を提出する場合
別添の意見提出様式をダウンロードし、「意見送付の宛先」まで、御送付ください。

意見送付の宛先

住 所: 〒106-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部
安全規制管理官(PWR担当) 宛て
FAX: 03-5114-2179

4. 御意見提出上の注意

- (1) 御提出いただく御意見等につきましては、日本語に限ります。
また、個人の場合は住所、氏名及び連絡先を、法人の場合は法人名、所在地、担当者氏名、所属及び連絡先をそれぞれ記載してください。氏名・連絡先等の個人情報については、いただいた御意見の内容に不明な点があった場合などの問い合わせをさせていただくため、御記入いただくものです。御記入いただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。
- (2) いただいた御意見については、意見募集期間終了後、個人情報等を記載する欄を除き、原則として公表させていただきます。**(御意見自体は原則として全て公表しますので、御意見中には、氏名、住所、電話番号等の個人情報等の公開に適さない情報を記載なさらないようお願いいたします。)**
なお、御意見に対して個別に考えを表明することはしません。
- (3) いただいた御意見が下記に該当する場合は、御意見の一部を伏せること、または、御意見として取り扱わないことがあります。
- ・御意見が、対象となる原子力発電施設等の設置変更許可申請に係る規制基準適合性審査に関する審査書案における科学的・技術的判断と無関係な場合
 - ・御意見の中に、特定の個人を識別することができる情報がある場合
 - ・特定の個人・法人の財産権等を害するおそれがある場合
 - ・特定の個人・法人の誹謗中傷に該当する場合
 - ・事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
 - ・入力された情報が虚偽であると判明した場合

5. 意見提出期間

平成28年12月1日(木)から平成28年12月30日(金)までの30日間(期間内必着)

(問合せ先)

原子力規制庁 原子力規制部

安全規制管理官 (PWR担当) 付

担当：西崎、片野、杉立

電話： 03-3581-3352 (代表)

03-5114-2113 (直通)